

銀行法施行規則に基づく開示項目

めぶきフィナンシャルグループ

連結情報

記載ページ

第34条の26

1. 銀行持株会社の概況及び組織に関する事項	
● 資本金及び発行済株式の総数……………	34
● 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項……	34
① 氏名	
② 各株主の持株数	
③ 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	
2. 銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項	
● 直近の中間事業年度における事業の概況……………	21
● 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項……………	23
① 経常収益	
② 経常利益又は経常損失	
③ 親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失	
④ 包括利益	
⑤ 純資産額	
⑥ 総資産額	
⑦ 連結自己資本比率	
3. 銀行持株会社及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度における財産の状況に関する事項	
● 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書……………	24～26
● 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額……………	32
① 破綻先債権に該当する貸出金	
② 延滞債権に該当する貸出金	
③ 3か月以上延滞債権に該当する貸出金	
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
● 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項……………	37～50
● 銀行持株会社及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの……………	33
● 銀行持株会社が中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨……………	24

銀行法施行規則に基づく開示項目

常陽銀行

連結情報	記載ページ	単体情報	記載ページ
第19条の3		第19条の2	
1. 銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項		1. 銀行の概況及び組織に関する事項	
●直近の事業年度における事業の概況……………	63	●持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項……	92
●直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項……………	65	①氏名	
①経常収益		②各株主の持株数	
②経常利益又は経常損失		③発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	
③親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失		2. 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
④包括利益		●直近の中間事業年度における事業の概況……………	9,63
⑤純資産額		●直近の3中間事業年度及び2事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項……………	76
⑥総資産額		①経常収益	
⑦連結自己資本比率		②経常利益又は経常損失	
2. 銀行及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度における財産の状況に関する事項		③当期純利益若しくは当期純損失	
●中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書……………	66～68	④資本金及び発行済株式の総数	
●貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額……………	74	⑤純資産額	
①破綻先債権に該当する貸出金		⑥総資産額	
②延滞債権に該当する貸出金		●直近の2中間事業年度における業務の状況を示す指標……	83～88
③3か月以上延滞債権に該当する貸出金		3. 銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項	
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金		●中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況……………	11～13
●自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項……………	95～123	4. 銀行の直近の2中間事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
●銀行及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの……………	75	●中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書……………	77～79
●銀行が中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨……………	66	●貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額……………	82
		①破綻先債権	
		②延滞債権	
		③3か月以上延滞債権	
		④貸出条件緩和債権	
		●自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項……………	95～123
		●次に掲げるものに関する取得価格又は契約価格、時価及び評価損益……………	89～92
		①有価証券	
		②金銭の信託	
		③第13条の3第1項第5号イからホまでに掲げる取引	
		●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額……………	82
		●貸出金償却の額……………	82
		●銀行が中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨……………	77

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示項目

資産の査定公表……………	82
--------------	----

銀行法施行規則に基づく開示項目

足利銀行

連結情報

記載ページ

単体情報

記載ページ

第19条の3

1. 銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項

- 直近の事業年度における事業の概況…………… 125
- 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項…………… 127
 - ①経常収益
 - ②経常利益又は経常損失
 - ③親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失
 - ④包括利益
 - ⑤純資産額
 - ⑥総資産額
 - ⑦連結自己資本比率

2. 銀行及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度における財産の状況に関する事項

- 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書…………… 128～130
- 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額…………… 135
 - ①破綻先債権に該当する貸出金
 - ②延滞債権に該当する貸出金
 - ③3か月以上延滞債権に該当する貸出金
 - ④貸出条件緩和債権に該当する貸出金
- 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項…………… 155～176
- 銀行及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの…………… 136

第19条の2

1. 銀行の概況及び組織に関する事項

- 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項…………… 152
 - ①氏名
 - ②各株主の持株数
 - ③発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合

2. 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

- 直近の中間事業年度における事業の概況…………… 10,125
- 直近の3中間事業年度及び2事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項…………… 137
 - ①経常収益
 - ②経常利益又は経常損失
 - ③当期純利益若しくは当期純損失
 - ④資本金及び発行済株式の総数
 - ⑤純資産額
 - ⑥総資産額
 - ⑦預金残高
 - ⑧貸出金残高
 - ⑨有価証券残高
 - ⑩単体自己資本比率
 - ⑪従業員数
- 直近の2中間事業年度における業務の状況を示す指標…………… 144～148

3. 銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項

- 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況…………… 14～16

4. 銀行の直近の2中間事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

- 中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書…………… 138～140
- 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額…………… 143
 - ①破綻先債権
 - ②延滞債権
 - ③3か月以上延滞債権
 - ④貸出条件緩和債権
- 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項…………… 155～176
- 次に掲げるものに関する取得価格又は契約価格、時価及び評価損益…………… 149～152
 - ①有価証券
 - ②金銭の信託
 - ③第13条の3第1項第5号イからホまでに掲げる取引
- 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…………… 143
- 貸出金償却の額…………… 143

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示項目

資産の査定公表…………… 143